

2025年度 安全報告書



美馬市観光有限公司

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守し安全輸送を最優先すること。
- (2) 輸送の安全を確保するため、必要な支出、投資を積極的に行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し的確に実施すること。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2025年度 目標及び目標の達成状況

	重大事故	人身事故	物損事故	車内事故
目標	0件	0件	0件	0件
実績	0件	0件	0件	0件
内訳	—	—	—	—

※重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する事項

2026年度 安全目標

	重大事故	人身事故	物損事故	車内事故
目標	0件	0件	0件	0件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

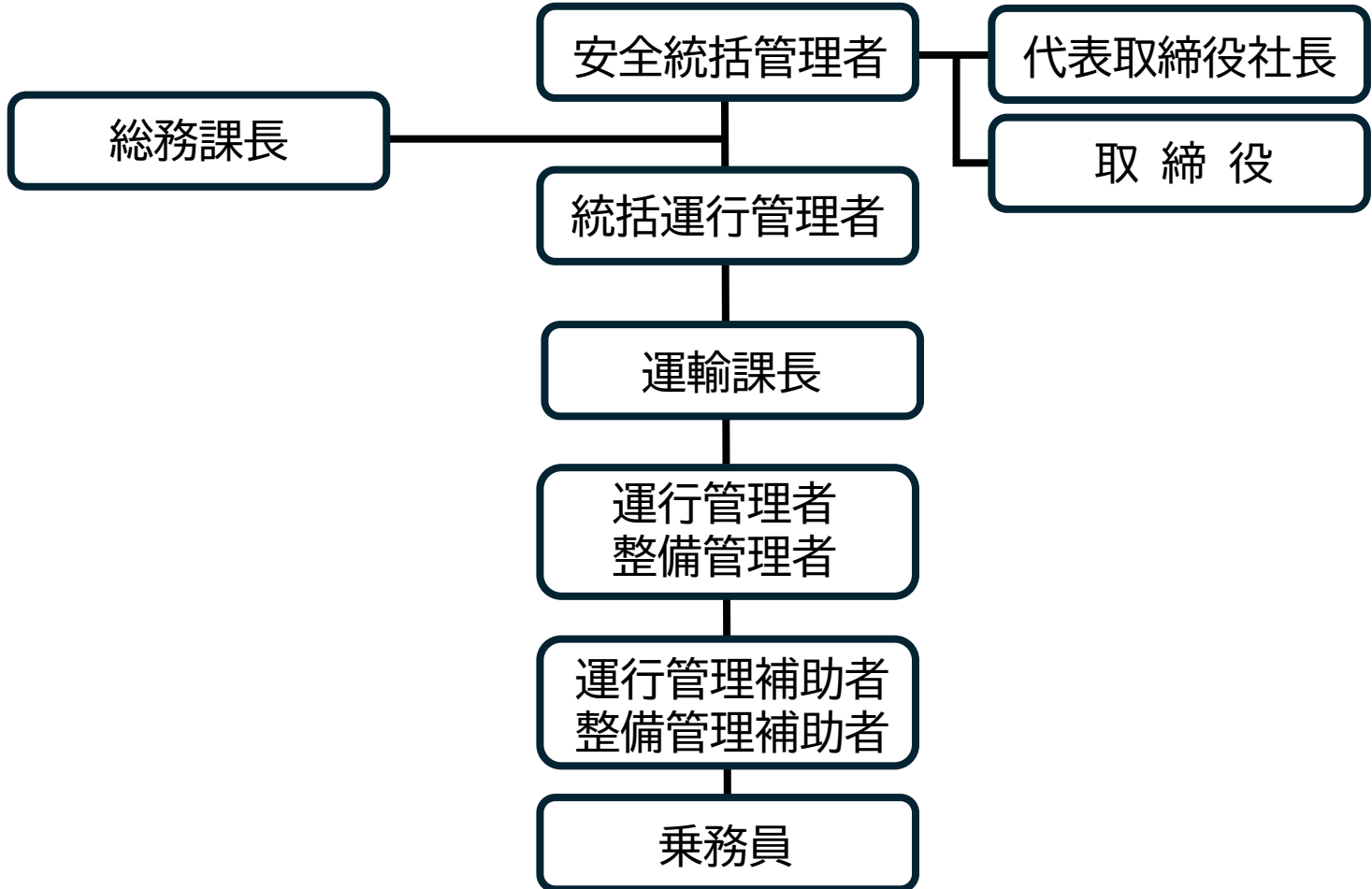
(1) 2025年度は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生しませんでした。

該当項目	件数	死傷者
車両火災（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件	0件
重大事故（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件	0件
健康起因（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件	0件
車輛故障（自動車事故報告規則第2条第1号に該当するもの）	0件	0件

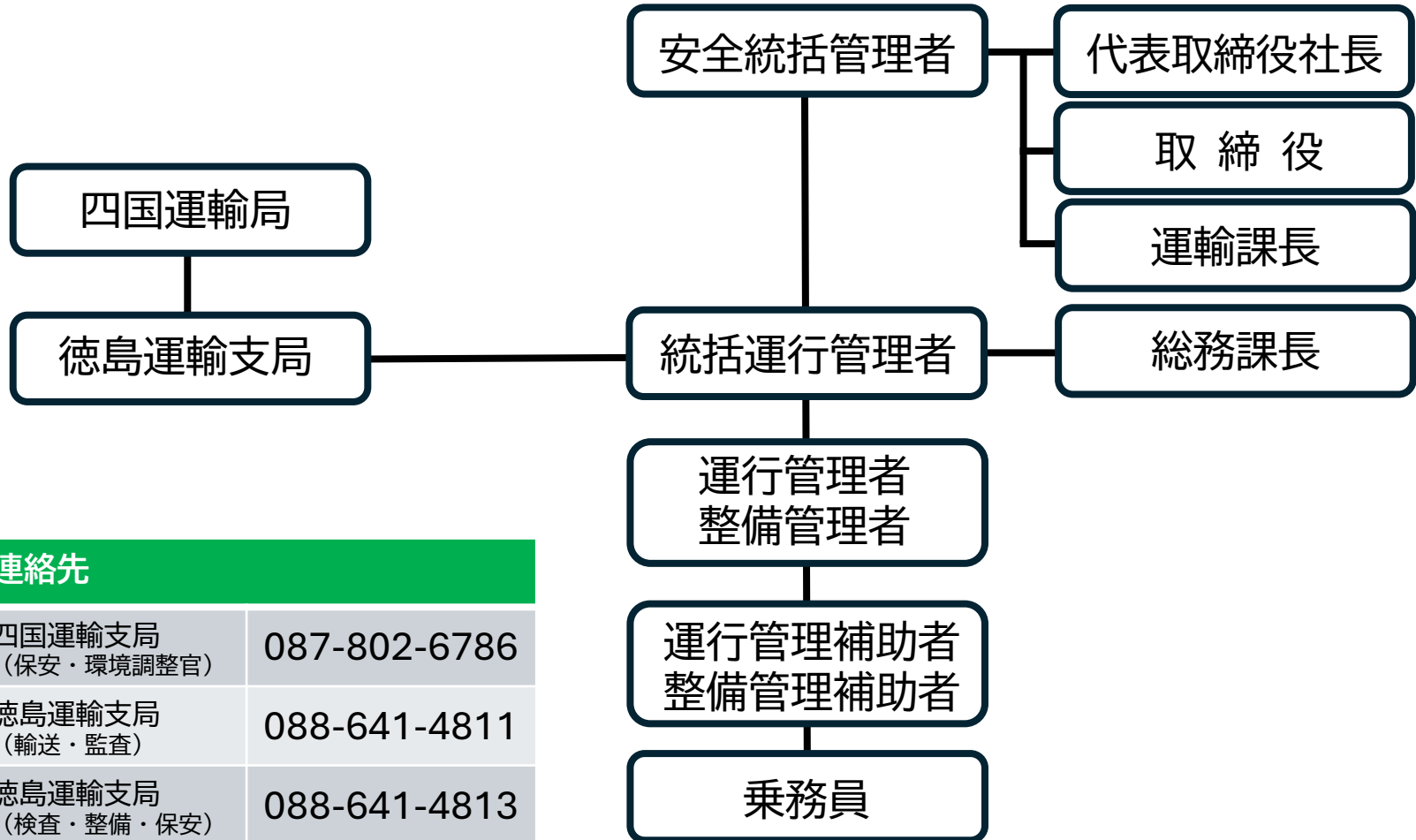
(2) インシデント
四国運輸局への報告はありません。

(3) 行政指導等
行政指導等の処分はありません。

4 (1) . 輸送の安全に係る情報の伝達体制



4 (2) . 事故・災害発生時の緊急連絡体制及び指示体系図



連絡先	
四国運輸支局 (保安・環境調整官)	087-802-6786
徳島運輸支局 (輸送・監査)	088-641-4811
徳島運輸支局 (検査・整備・保安)	088-641-4813

※安全統括管理者が疾病等で不在の時は代表取締役社長、取締役または運輸課長が代行

5. 安全統括管理者

安全統括管理者 代表取締役 森長 信康

6. 安全管理規定

別紙の通り

7. 運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に掛かる情報

2026年3月31日現在

	事業用自動車	運転者	運行管理者 (補助者)	整備管理者 (補助者)
本社営業所	3輛	5名	4名(1名)	2名(3名)

8. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 交通安全運動(春・秋・年末年始)
- (2) 毎月末の定例会(集合研修)の開催(月1回開催)
- (3) 毎月の安全教育Eラーニングの実施(5月より毎月受講)
- (4) デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを用いた教育(都度)
- (5) 高齢運転者の適齢診断結果を基にした指導と実車を用いた運転指導
- (5) 有責事故惹起者への教育(事故発生時)
- (6) 高速道路、坂道等の現場で実車を用いた運転教育
- (7) 安全輸送への必要な支出、投資を積極的に行う
- (8) 安全輸送への取り組みについて内部監査と必要な改善
- (9) 危険箇所、ヒヤリハット等、必要な情報の共有(定例会)
- (10) 運行管理者を対象とした講習(対象者は2年に1回)
- (11) 運輸安全マネジメントガイドラインセミナー(受講済)

9. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(1) 乗務員への教育安全運動

- 適性診断及び適齢診断（NASVA）を受診し自身の特性を知り、安全運転に活かす
- 実車を使っての安全運転訓練

(2) 運行管理者への教育

- 運行管理者一般講習の受講（対象者は2年に1回義務付け）
- 基礎講習の受講
- 安全マネジメントセミナー等の各種講習会への参加

10. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容


(1) 安全統括管理者、本社営業所管理部門に対する内部監査を実施しております。



(2) 安全統括管理者は、重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定される事故）、重大な災害（労災事故含む）、重大な違反、道路交通法で公安委員会から通告された案件、労働基準監督署の監査により重大と指摘された場合は、直ちに内部監査を実施します。

(3) 是正措置及び予防措置は、監査の結果に基づき改善すべき事項が認められた場合、安全統括管理者が経営トップに報告し、実施します。

11. 内部監査の結果

内部監査チェック		令和8年3月31日	
1	始業・終業の点呼ができていますか？	・正確に実施記録済	・記録不十分 ・未記録
2	アルコールチェックはしていますか？	・確実にできています	・チェック不十分 ・未チェック
3	乗務員台帳に記入できて保存されているか？	・保存済	・保存不十分 ・未保存
4	事故記録簿は、適正か？	・適性	・適正不十分 ・未適性
5	事故の再発防止対策が社員に周知・徹底できていますか？	・出来ている	・周知不十分 ・未周知
6	運輸安全マネジメントは、浸透しているか？	・浸透している	・浸透不十分 ・未浸透
7	運輸安全に対する指導と予防策の取組ができていますか？	・確実にできています	・指導不十分 ・未指導
8	健康診断は、受診できて保存できていますか？	・受診済	・受診不十分 ・未受診

監査員 影山 清美 

社長	総務部長
	

美馬市観光有限会社

12. 教育・研修のようす



12. 教育・研修のようす（高齢運転手対象）



ドライブレコーダーを活用した指導



適齢診断の結果を活用した指導



実車を活用した指導

